



(5) 軽自動車税種別割の免除

対象となる軽自動車				
次に該当する場合は、1台に限り、軽自動車税種別割が全額免除されます。(ただし、自動車税種別割が減免されている場合は適用されません)				
1、身体に障がい(しょうがい)を有し歩行(ほこう)が困難(こんなん)なかつた、または精神(せいしん)に障がい(しょうがい)を有し歩行(ほこう)が困難(こんなん)なかつたが所有(しよゆう)する軽自動車(けいじどうしゃ)				
2、身体(しんたい)に障がい(しょうがい)を有(ゆう)するかたで18歳(さい)未満(みまん)のかた、または精神(せいしん)に障がい(しょうがい)を有(ゆう)するかたと生計(せいけい)を同じく(おなじく)しているかたが所有(しよゆう)し、もっぱら(もっぱら)障がい(しょうがい)を有(ゆう)するかたのために(ため)使用する軽自動車(けいじどうしゃ)				
3、身体(しんたい)に障がい(しょうがい)を有(ゆう)するかたが所有(しよゆう)しており、身体(しんたい)に障がい(しょうがい)を有(ゆう)するかたのみ(のみ)で構成(こうせい)されている世帯(せたい)のかたを、常時(じょうじ)介護(かいご)するかたが使用(しよゆう)している軽自動車(けいじどうしゃ)				
* 当該(とうがい)年度の納期限(のうきげん) (6月1日)までに申請(しんせい)してください。				
対象者				
身体障害者手帳	身体障がい者本人が運転する場合		身体障がい者と生計を一にするかた又は常時介護者が運転する場合	
	視覚障がい		1級から3級まで及び4級の一部	
	聴覚障がい		2級及び3級	
	平衡機能障がい		3級	
	音声機能障がい		3級 (咽頭摘出)	—
	上肢障がい		1級、2級の一部	
	下肢障がい		1級から6級まで	1級から3級の一部まで
	体幹障がい		1級から3級まで及び5級	1級から3級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級の一部	(両上肢障がいのみ)
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障がい・免疫機能障がい・肝臓機能障がい	移動機能	1級から6級まで	1級、2級及び3級の両下肢障がい
療育手帳		A		
精神障害者保健福祉手帳		1級		
持参		申請先		
<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 運転免許証 車検証 印鑑 軽自動車税種別割納税通知書 		しぜいかかり市税係		
* 年度申請期限(6月1日)を過ぎると減免されません				

